

# 浦安市不登校支援基本方針

令和6年3月  
浦安市教育委員会

## 目 次

第1章 はじめに	
1 策定の目的	2
2 基本方針の位置づけ	2
3 不登校の定義	2
第2章 本市の不登校の現状	
1 不登校児童生徒の推移（過去10年間）	3
2 不登校の要因	3
第3章 本市における不登校支援と課題	
1 学校及び教育委員会の不登校支援の取組	4
2 課題	4
第4章 本市の不登校支援の考え方	
1 基本理念	5
2 視点	5
3 基本方針	5
4 方向性	5
第5章 視点に基づく不登校児童生徒支援	
1 視点1 未然防止	6
2 視点2 早期支援	7
3 視点3 社会につながる支援	7・8
第6章 本市のこれまでの不登校支援と今後の行動	
計画	
1 行動計画	9
2 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置	9
資料	
1 不登校の要因	
2 いちょう学級の状況	10
3 進級・進学時の状況	10
4 国の動向	11
5 県の動向	12
	12

# 第1章 はじめに

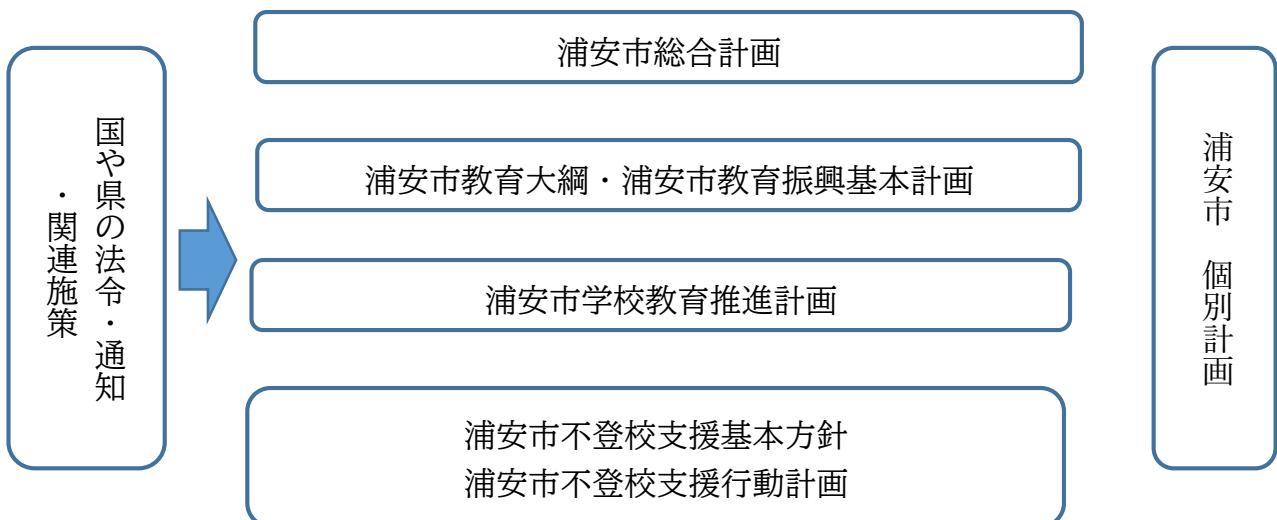
## 1 策定の目的

浦安市のまちづくりの将来都市像「人が輝き躍動するまち・浦安～すべての市民の幸せのために～」のもと、浦安市教育振興基本計画（浦安市教育ビジョン）では、「学び 育み 認め合い『未来を創造する』人づくり」を本市教育の基本理念とし、その具現化に取り組んでいる。特に義務教育段階では、子供たちが自分の長所に気づき、自己肯定感を高め、それをさらに伸ばしていく教育、さらに、多様な人々と関わりながら、互いに認め合い、個性を尊重し合う中で自己を見つめ、なりたい自分を描き、未来を自分たちで創造していく力の育成に努めている。

そのような中、本市小中学校における不登校児童生徒の増加は喫緊の課題となっており、これまで取り組んできた不登校支援を改めて再確認し、市としての方向性を明確にし、より実効性の高い対策を検討することに至ったものである。

不登校支援は、児童生徒が学校に行かない、あるいは行くことができない状態の解消にあるが、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自ら主体的に考え、将来の社会的自立を目指すものである。不登校となった要因や背景は個々に異なることから、その実情を見極め、寄り添いながら対応する必要がある。浦安市教育委員会では、不登校支援の基本方針を定め、誰一人取り残されない支援体制を構築するものとする。

## 2 基本方針の位置づけ



\*関連法「確保法」「COCOLO プラン」「こども基本法」

## 3 不登校の定義

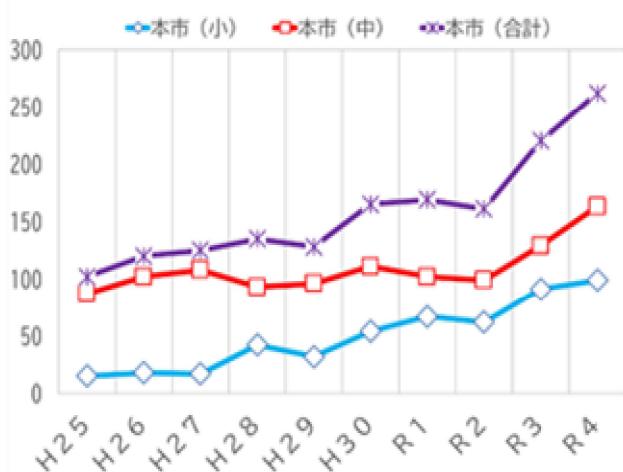
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況（病気や経済的理由によるものを除く）にあり、年間30日以上欠席した者（文部科学省「生徒指導提要」より）

## 第2章 本市の不登校の現状

### 1 不登校児童生徒の推移（過去10年間）

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による本市の不登校児童生徒の状況は以下のとおりである。

【図1】市内不登校児童生徒数（単位：人）



【図2】市内不登校出現率（単位：%）

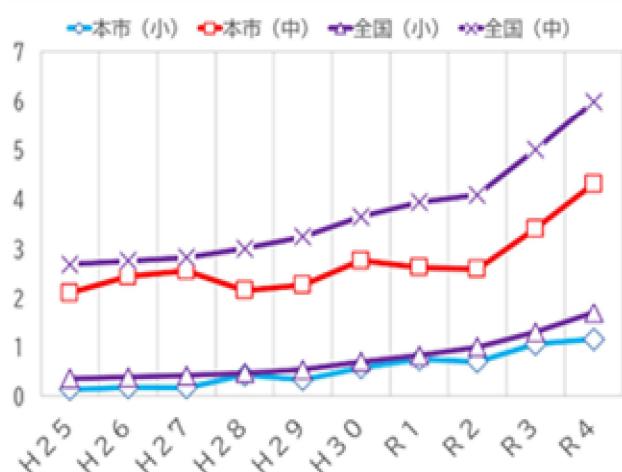


図1に示すように、本市の不登校児童数は、10年前に比べて、約8.3倍、不登校生徒数は、約2.1倍となり、どちらも増加傾向にある。

不登校児童生徒の出現率は、図2のとおり、全国に比べると低いものの同様に増加傾向にある。特に中学生においては、令和2年度から令和4年度にかけ、約1.7倍となっている。

### 2 不登校の要因（資料データは巻末資料参照）

不登校や不登校傾向の背景や要因は、複合的であり、状況によって変わることも考えられることから一面的な捉え方はせず、あくまでも傾向として、今後の支援の参考とする。本市で、要因の上位となっているものは以下のとおりである。

#### (1) コロナ禍に関係なく主な要因として考えられる要因

「友人関係」「学業不振」「親子の関わり」「無気力・不安」

#### (2) コロナ禍で見られるようになった要因

「学校のきまりなどをめぐる問題」「入学・転編入学・進級時の不適応」

「家庭内の不和」「生活リズムの乱れ」

また、いちょう学級教育相談員の聞き取りからは、不登校になったきっかけとして、「クラス替え」「きょうだいの卒業」「信頼していた担任などの異動」「ゲーム依存」等も挙げられている。

## 第3章 本市における不登校支援と課題

### 1 学校及び教育委員会の不登校支援の取組

これまでの不登校または不登校傾向の児童生徒への支援として、学校や行政の取組は以下のとおりである。

学校の主な取組	教育委員会の主な取組
<ul style="list-style-type: none"><li>○児童生徒との信頼関係作り、児童生徒相互の人間関係作り</li><li>○生徒指導の機能・特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業づくり(授業改善)</li><li>○教育相談、校内支援体制の整備・ケース会議の実施</li><li>○校内教育支援室の整備・活用</li><li>○教育支援シートの作成とそれに基づく支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○生徒指導主任及び長欠担当者会議や教職員の資質向上を目的とした研修会の実施</li><li>○市費スクールライフカウンセラーの配置</li><li>○いちょう学級における教育機能の充実</li><li>○県費スクールカウンセラー・県費スクールソーシャルワーカー・県費不登校対策加配教員の活用</li><li>○学年教科推進教員・学習支援室活用推進教員配置</li><li>○不登校対策支援事業連絡協議会の実施</li><li>○オンライン学習の出欠の取扱いガイドライン策定</li></ul>

### 2 課題

本市の不登校児童生徒の出現率は、全国に比較すると低いことから、これまでの不登校支援による一定の成果は表れていると捉えているが、以下のような課題も見られる。

- 不登校状態が長期化する場合「人とのかかわりの希薄化」や「学習の遅れ」が一層顕著化してしまう。
- 要因にも変化が見られることから、その都度適切な対応が求められる。
- 学習については、遅れを補うことを第一にした支援を行っているが、今後は、学習指導要領に沿った学習の保障についても考えていく必要がある。
- 支援につながっていない児童生徒の支援を実現させるためには、個々の実態をより的確に把握し、アプローチしていく必要がある。
- 不登校児童生徒をもつ保護者は、不安や焦りを感じるとともに、孤立化・孤独化してしまうこともあることから、保護者や家族への支援も必要である。

## 第4章 本市の不登校支援の考え方

### 1 基本理念

「寄り添う」・「人や社会とつなげる」・「自立を助ける」

### 2 視点

1 未然防止      2 早期支援      3 社会につながる支援

### 3 基本方針

- 不登校は、児童生徒を取り巻く環境によっては、どの年代の児童生徒にも起こりうることとして捉え、「問題行動」と判断しない。
- 不登校の要因や背景は個々に異なることから、その実情を見極め、関係機関との連携協力を図りながら、組織的・計画的に、学校・家庭・地域が不登校児童生徒に寄り添いながら対応する。
- 不登校支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒自らの進路を主体的に考え、将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生が送れるよう社会的自立することを目指す。
- 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。
- 未然防止のため、児童生徒が、安心して通え、学びたくなる魅力ある学校づくりを基本とする。
- 学校への行きづらさを感じる児童生徒の早期発見、早期支援、そして、学校へ行けなくても必ず誰かとつながり、学びにつながっていると児童生徒やその保護者が実感できる誰一人取り残されない支援を行う。

### 4 方向性

- 不登校児童生徒の的確なアセスメント（実態把握）。
- 不登校児童生徒の意思を十分に尊重し、個々の状況に応じた支援の実施。
- 不登校児童生徒の校内支援体制の再確認。
- 不登校児童生徒の居場所（いちょう学級等）の活用と新たな学びの場の整備。
- 進級・進学時並びに社会へつながる切れ目のない支援。
- 不登校及び不登校傾向の児童生徒を抱える家庭への支援。
- 職員、保護者、児童生徒、関係機関等への周知を図り、一体的な支援の実施。
- 登校や学びの意欲につながる取組。

## 第5章 本市の視点に基づく不登校児童生徒支援

### 視点1 未然防止

児童生徒一人一人が学校に来ることが楽しいと感じ、充実した学校生活を送ることができるよう、より一層通いたいと思える魅力ある学校・学級づくりに取り組む。

#### (1) 学ぶ意欲を育て、基礎的、基本的な学力の定着を図る学校

- 様々な体験活動や多様な人とのかかわりを通して、自分の生き方や将来への夢、目的意識について考えるきっかけとなる取組を行う。
- 生徒指導の機能や特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業づくり。
  - ・「できる楽しさ」「わかる楽しさ」「認められる楽しさ」を実感できる授業の実践。
  - ・児童生徒の自信や自己肯定感を高めるとともに、理解や習熟など個に応じた指導の充実を図る。(学習支援室や校内教育支援室を活用)

#### (2) 発達段階に応じる等、様々な配慮を行う学校

- 児童生徒の特性や発達など実態把握に基づくきめ細かな支援。
- 進学・進級・転学時の不安を解消するための切れ目のない支援の実施。
- 園・小中学校間の連続性を意識した教育活動の実施。
- 教育支援シートを活用した校内及び関係機関との情報共有やケース会議の実施。
- スクールライフカウンセラー（SLC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等を活用したアセスメントや校内教育相談体制、支援体制の整備。

#### (3) 安心して通い、居場所となる学校

- 児童生徒のありのままを受け止め、多様性を認め合える学校づくり。
- 児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場となっている」と実感できる学級づくり。
- 児童生徒の困難や悩みに寄り添える校内教育相談部会の整備。
- いじめや暴力行為を許さず、様々な問題に対して迅速に組織で対応する。
- SOSが出せる、チャレンジ、やり直しができる学校風土の醸成。
- 学校生活の基盤となる人間関係の形成のため、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等の特別活動や道徳教育の充実を図る。

#### (4) 児童生徒・家庭・地域に信頼される学校

- 児童生徒への共感的理解に基づく、一人一人の人権を尊重した教育活動の実施。
- 教職員同士の受容的・支持的・扶助的職場風土の醸成。
- 家庭（保護者）・地域・関係機関と連携し、協働できる開かれた学校づくり。（コミュニティ・スクールの充実）

## 視点2 早期支援

教職員は、児童生徒に継続的に関わっているため、早期に児童生徒の変化に気付くことが可能となる。さらに、気になる児童生徒についてできる限り早期に、学校組織として情報共有することで、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援につながる。

### (1) 児童生徒が出すサイン（心の小さなSOS）を見逃さない

児童生徒が悩みを抱えたとき、早い段階で児童生徒の心の動き（不安、心身の健康状態、戸惑い、悩みなど）に気づくことで、迅速に支援につなぐ。

- 日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配る。
- 友人関係や教職員との関係、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くする。（健康観察、遅刻・早退、挨拶、ノート、給食、行事、生活アンケート等の様子）
- タブレット端末を活用した心のセルフチェック等の実施。

### (2) 初期対応を大切にする～チーム学校による早期支援～

不登校支援における「初期対応」とは、学校を休みそうな児童生徒や休み始めた児童生徒に個別に対応することであり、日頃の状況と異なる点に気づいた時点から、対応の開始時期となる。

- 不登校支援校内委員会を開き、組織で対応し、担任一人で抱え込まない。
- 原因にとらわれることなく、学校と家庭が連携し、対応を相談する。
- 適切な登校刺激が効果を発揮することもある。しかし、強い拒否反応がみられ、長期化してしまうリスクを踏まえ、焦らず、児童生徒の思いを尊重し、保護者から児童生徒の様子や保護者の気持ちを聴きながら、対応を検討し行う。
- 状況に応じた支援が行えるよう教育支援シートを活用し、SLCやSSWなど、専門職と連携しアセスメント（見立て）を行い、組織的・計画的な支援を行う。

## 視点3 社会につながる支援

不登校児童生徒への支援の目標は、将来（中学校卒業後も）、児童生徒が精神的にも経済的にも自立して、豊かな人生を送れるように、その社会的自立を支援することである。また、欠席が長期化している児童生徒は、様々な不安を持つ一方で「変わりたい」「学びたい」「将来のために前に進みたい」という気持ちを持っている。そのような児童生徒の気持ちに寄り添った支援を行う。

### (1) タイミングを逃さない支援

適切に実態把握や支援を行うことで、学校に対する安心感を醸成する。

- 進学・進級、新学期などの時期や出会いを捉えた支援の実施。
- 教育支援シート等の活用やSLC等のアセスメントに基づく校内での組織的・計画的な支援の実施。

- 状況に応じて、専門職（S LC、S C、SSW等）や外部人材・機関と連携協力したチームでの支援の実施。

## （2）学校内の支援

児童生徒一人一人のペースに応じた段階的な登校や学習の支援を行う。

- 校内教育支援室や学習支援室、相談室の活用 等

## （3）学校外での支援

自宅から外に出て学んだり、大人や同世代の他者と関わったりできる場の提供。

- いちょう学級（教育支援センター）、民間のフリースクール、放課後・夜間の学びの場（未来塾）等

## （4）新たな学習の機会への支援

不登校児童生徒の実態に配慮した柔軟な教育課程を編成し、学習の機会を確保できる学びの場の設定。

- 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置

## （5）家庭への支援

児童生徒が不登校傾向や不登校になることで不安や焦り、孤独感や孤立感を抱きがちな保護者へのカウンセリングや保護者同士が悩みや情報を共有できる場の設定など家庭の状況に応じた関係機関と連携した支援。

- いちょう学級（教育相談・訪問支援）

- 関係機関との連携（子ども家庭支援センター、浦安市引きこもり相談窓口、県訪問相談員、民間訪問療育等）

- オンラインを活用した学習支援や面談の実施 等

## （6）支援の継続と関係機関との連携

義務教育段階修了後も支援が継続されるよう「誰に、いつ、どこで、どんな支援があるのか」を児童生徒だけでなく、不登校児童生徒にかかる保護者、教職員、地域の支援者、行政担当者が把握できるよう支援の一体化を図る。

### ○市の主な支援

#### <学習支援>

- ・未来塾（生涯学習課）
- ・生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援事業（社会福祉課）

#### <相談支援>

- ・こども家庭支援センター
- ・そらいろルーム
- ・青少年相談（青少年センター）
- ・発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte
- ・浦安市ふるさとハローワーク 等

### ○県等、その他の支援

- ・子どもと親のサポートセンター
- ・児童相談所
- ・県訪問相談員
- ・県スクールソーシャルワーカー
- ・中核地域支援センターくらっち
- ・いちかわうらやす若者サポートステーション 等

## 第6章 本市のこれまでの不登校支援と今後の行動計画

### 1 行動計画

	平成7年度 1995年	平成12年度 2000年	平成17年度 2005年	平成22年度 2010年	平成27年度 2015年	令和2年度 2020年	令和7年度 2025年
いちょう 学級	平成5年 適応指導教室開設	平成15年 訪問相談員配置開始			平成30年 入船教室開設		
※令和2年1月より名称を「浦安市いちょう学級」に変更							
SLC配置	平成9年 配置開始	平成17年 全校配置			令和5年 地域こども相 談開始		
ICT活用	平成14年 インストラクター 派遣開始	平成20年 ICT支援員 派遣開始	平成27年 iPadモデル校 配備	令和3年 GIGA端末 配備完了			
学習 支援室 整備			平成20年 学習支援室 整備開始	平成27年 学習支援室 全校設置	令和3年 活用推進教員 全校配置		
基本方針及 び行動計画	令和5年 策定準備 開始						

これまで様々な不登校対策を行ってきたが、新たな学習の機会への支援として、多様な教育機会を確保することを目的に、「学びの多様化学校」を設置する。

### 2 学びの多様化学校（不登校特例校）の設置

「学びの多様化学校」とは、子供たちの状況に応じた特別な教育課程を編成して教育を実施することができる学校のことである。

#### （特別な教育課程の編成の例）

- ・年間1015時間の総授業時数を800時間程度にとどめることで、ゆとりのある時間割を編成できる。
- ・体験的な学習や交流活動などの時間を増やすことで、児童生徒の社会性を育む教育ができる。

本市としては、子供たちが、次のステップへ向かうための足掛かりとなり、中学校卒業後の進路選択、社会的自立に向けた学びができるよう、義務教育の最終段階である中学校の設置とする。学校の形態は分教室型とし、対象者は、進学や学びたい意欲はあるが、学習の遅れや対人関係が要因で教室に入ることのできない生徒等で、各学年8人から10人程度を想定している。設置場所は、学校への登校が困難な生徒への状況を考慮し、学校施設以外の公共施設の活用を検討する。

## \*資料

### 資料1 不登校の要因 (文部科学省 児童生徒問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査より)

<平成29年から令和元年>

(人)

要因・校種・年度	小学生			中学生		
	H29	H30	R1	H29	H30	R1
学校	いじめ	0	0	0	1	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	6	14	14	26	12
	教職員との関係をめぐる問題	0	0	2	2	2
	学業の不振	0	0	6	4	6
	進路に係る不安	0	0	2	1	0
	クラブ活動・部活動等への不適応	0	0	0	0	0
	学校のきまりなどをめぐる問題	1	0	0	0	0
	入学・転編入学、進級時の不適応	0	0	0	0	3
家庭	家庭の生活環境の急激な変化	13	0	1	5	0
	親子の関わり方	0	2	16	0	3
	家庭内の不和	0	0	3	0	1
本人	生活リズムの乱れ、あそび、非行	0	2	2	2	8
	無気力、不安	12	31	20	49	65
上記に該当なし		0	5	1	6	17
						2

<令和2年から令和4年>

(人)

要因・校種・年度	小学生			中学生		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4
学校	いじめ	0	0	0	0	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	9	7	6	28	17
	教職員との関係をめぐる問題	2	0	2	4	4
	学業の不振	3	9	8	10	20
	進路に係る不安	1	2	1	0	6
	クラブ活動・部活動等への不適応	0	0	0	0	4
	学校のきまりなどをめぐる問題	1	2	0	0	1
	入学・転編入学、進級時の不適応	0	0	3	0	6
家庭	家庭の生活環境の急激な変化	0	4	6	6	4
	親子の関わり方	8	10	6	8	17
	家庭内の不和	0	3	2	2	3
本人	生活リズムの乱れ、あそび、非行	4	5	3	5	17
	無気力、不安	34	48	62	36	30
上記に該当なし		0	1	0	0	0
						0

### 資料2 いちょう学級の状況

(1) いちょう学級の学習支援利用者の状況から

(いちょう学級年度末報告より)

○いちょう学級学習支援利用者数(人)

○学習支援1日当たりの平均利用人数(人)

		H30	R1	R2	R3	R4
猫実 教室	小学生	6	6	12	7	12
	中学生	12	24	26	28	31
入船 教室	小学生	14	22	18	19	27
	中学生	16	12	15	19	19

	H30	R1	R2	R3	R4
猫実	9.0	4.5	7.3	6.6	9.9
入船	5.9	8.7	10.8	11.8	12.6

いちょう学級の利用者や1日の平均利用人数などの増加傾向がみられることから、家庭以外の居場所として、「いちょう学級」の認知度が高まっていると考える。

## (2) 中学校卒業（義務教育終了）後の進路から

### ○いちょう学級利用生徒の卒業後の進路（%）

主な進路	R 3	R 4
公立高校	4.2	21.7
私立高校	8.3	8.7
通信制・サポート校	70.8	52.2
その他（県特・就職等）	16.7	17.4

生徒の進路指導にも携わっているいちょう学級指導員からの聞き取りでは、「中学校までの学習の積み重ねが十分でなかった、県立高校の入試制度に対応できなかった、進学・進路先での生活へ不安があった、家庭の事情など」ということであった。

### ○いちょう学級を利用した高校生の声から

- ・高校進学の受験のための勉強をするため、学校といちょう学級を併用していたが、大変だった。
- ・中学校では、学校行事にほぼ参加できなかった。高校生になって体育祭や文化祭に参加し楽しい。
- ・学習は、中学校では苦手だった。でも、いちょう学級で自分のペースでやれるように先生たちが声をかけてくれ、一緒にやってくれたのでやり切れた。

上記の実態から、中学校卒業後の進路に、児童生徒が戸惑うことのない支援が必要であると考える。

### 資料3 進級・進学時の状況

（各学校の月例報告「不登校児童・生徒主な欠席理由及び学習状況」より）

### ○進級時に登校状況が好転した割合（欠席日数別）

前年度の欠席日数	小学生	中学生
30日～49日	81.3%	55.6%
50日～89日	70.5%	19.3%
90日以上	29.6%	6.3%

令和4年度末に不登校だった児童生徒が令和5年度に進級する際、登校状況が好転した割合を欠席日数別に見ると、欠席日数が短いほど、登校状況が好転する割合が高かった。

### ○令和4年度末進級時に不登校児童生徒の登校状況が好転した割合（学年別）

	小1→2	小2→3	小3→4	小4→5	小5→6	小6→中1	中1→2	中2→3
好転率	83.3%	46.2%	50.0%	45.5%	53.9%	71.4%	25.0%	19.2%

学年別に登校状況が好転した割合を見ると、小学校1年生から2年生への進級時が最も高く、83.3%となった。次いで高いのは小学校6年生から中学校1年生への進級時で71.4%だった。他の学年は小学校で45.5～53.9%、中学校では19.2～25%となった。ここのことから、不登校や不登校傾向の改善には、進級・進学といったタイミングも関係してくるのではないかと考える。

### 資料4 国の動向

平成元年7月	「学校不適応対策調査研究協力者会議」が発足
平成2年11月	「中間まとめ」
平成4年3月	学校不適応対策調査研究協力者会議が「登校拒否（不登校）問題について」を最終報告
平成15年3月	「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が「今後の不登校への対応の在り方について」を最終報告
平成17年7月	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行
平成23年度	「不登校に関する実態調査」を実施
平成28年7月	「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を報告
平成28年12月	「教育機会確保法」が成立
平成29年3月	「教育機会確保法」に基づく「基本指針」策定

令和元年 10 月	「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通達
令和 4 年 6 月	「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」が通知
令和 4 年 12 月	「生徒指導提要」が改訂
令和 5 年 3 月	「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策について」(COCOLO プラン)を通知

## 資料5 県の動向

千葉県教育委員会では、不登校支援として、以下のような取組を推進している。

- ・スクールカウンセラー等配置事業（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

- ・訪問相談担当教員の配置（地区不登校等児童生徒支援拠点校の指定）

- ・不登校児童生徒支援推進校の指定

- ・不登校に関する相談窓口の設置

千葉県子どもと親のサポートセンター、各教育事務所の教育相談室

- ・関係機関との連携を推進し、学校の組織的な教育相談体制の強化を図る。

ア 市町村等教育委員会が設置する教育支援センター

イ 福祉機関、医療機関、警察等

ウ フリースクール等の民間団体等

- ・県立高等学校での受入体制の整備

### 【平成 30 年度以降の取組】

- ・「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」の活用

- ・「不登校児童生徒支援チーム」の設置による支援

- ・令和 5 年 2 月定例県議会において、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」が決議され、令和 5 年 4 月 1 日より施行